

2009年12月1日
日 本 銀 行

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近の金融経済情勢の動向を踏まえ、金融緩和の一段の強化を図る観点から、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日決定)を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 中尾根 (03-3277-3768)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、共通担保資金供給オペレーション（適格担保を根担保として、~~貸付利率を入札に付して~~行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率

次のいずれかの方式による。

イ. 金利入札方式

貸付利率は、~~これを入札に付して~~コンベンショナル方式により決定する方式。

ロ. 固定金利方式

貸付日における誘導目標金利（本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいう。）を貸付利率とする方式。

(2) 利息の徴収

利息の徴収は、(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

(附則) この一部改正は、本日より実施する。